

---

---

鯖江広域衛生施設組合新ごみ焼却施設等整備・運営事業  
実施方針に関する質問への回答

---

---

令和3年9月10日

鯖江広域衛生施設組合

## (1) 実施方針に関する質問

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
1						本施設建設における建築基準法、工場立地法など許認可手続き上の法的な敷地範囲と本事業範囲を図示願います。	敷地範囲及び事業範囲(パターン①～パターン③)について、添付1をご確認ください。 なお、既設再利用品保管施設・洗車場の使用は可とします。
2						上記No.1の敷地範囲が既設を含む場合、本事業は、増築扱いか新設扱いかご教授願います。	敷地範囲は、既設を含みます。(別紙1をご参照ください。)建築基準法上、本事業は、増築扱いとなります。
3	18	第5章	1	(3)	緑化率	ここに記載の緑化率は、工場立地法によるものの理解としてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	18	第5章	1	(3)	緑化率	緑化率について、福井県や鯖江市で定める工場立地法に関する準則はありますか？準則がある場合は、本事業用地はその準則に適応となりますでしょうか。適応となる場合は、適応基準をご教授願います。	鯖江市において、工場立地法に係る環境施設等の面積率の基準(準則等)を定めています。本事業は、鯖江市の規定に従います。鯖江市ホームページをご確認ください。 <a href="https://www.city.sabae.fukui.jp/kanko_sangyo/kigyoshien/kigyoyuchi/seido/factorylocation.html">https://www.city.sabae.fukui.jp/kanko_sangyo/kigyoshien/kigyoyuchi/seido/factorylocation.html</a>
5	18	第5章	1	(3)	緑化率	緑化面積の算定方法についての福井県や鯖江市で定める条例等はございますでしょうか。	No.4と同様です。
6	18	第5章	1	(3)	緑化率	緑地面積率は既設を含めた敷地ではなく本事業用地での割合という考えでよろしいでしょうか。既設には緑地が少なく、既設を含めた敷地では20%確保するのは困難かと思われます。含める場合は、既設の緑地面積を教えてください。	敷地範囲及び事業範囲について、添付1をご確認ください。貴社が選択するパターン①～パターン③において工場立地法上の緑地面積率及び環境施設面積率を確保できるように検討してください。
7	18	第5章	2		粗大ごみ処理施設処理能力	粗大ごみ処理施設の処理能力20t/5hと記載がありますが、事前に開示された要求水準書(案)と同様の16t/5hとしていただけますでしょうか。	記載している処理能力は、粗大ごみ処理施設としての処理能力であり、この値については近年の実績から推計したものであり変更することは考えておりません。ただし、粗大ごみ処理施設に設置するせん断式破砕機、二軸低速回転式破砕機及び高速回転式破砕機それぞれの処理能力は、事業者提案とします。

(2) 実施方針に関する意見

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見内容
1	-	-	-	-	-	ダンピング防止、設計・施工及び運営・維持管理の品質確保、地元人材の低賃金での雇用防止、地元企業の保護などを図り、事業の適切かつ確実な実施を確保するという観点から、落札者決定基準における価格評価において定量化限度額を設定頂きたいようお願い申し上げます。尚、近年福井県内で廃棄物処理施設新設の入札公告を行った全ての自治体様（南越清掃組合様、若狭広域行政事務組合様、福井市様）で、定量化限度額・失格基準価格の設定といった何らかのダンピング防止措置を講じております。